平成３０年（フ）第９０号
函館市亀田中野町271番地66
債務者　笹谷　麻衣
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第９１号
函館市金堀町５番11号
債務者　番場麻由美（旧姓伊賀）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第９６号
函館市柏木町５番６号
債務者　山本師紀男
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第９８号
函館市鍛治２丁目26番20号　Ｂ－３
債務者　高島　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７７号
茨城県行方市玉造乙18番地
債務者　松澤　洋子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第２２号
岡山県倉敷市西岡1262番地12
債務者　難波　節男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
岡山県倉敷市亀島１丁目21番９号
債務者　原田　昭義
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第５号
千葉県旭市萬力2728番地１
債務者　内田　美樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第６号
千葉県香取市佐原イ2605番地２
債務者　大竹　初子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第１１８号
愛知県碧南市入船町７丁目６番地　パールハイツ黒龍Ⅲ201号、従前の住所愛知県西尾市一色町酒手島西前通61番地１
債務者　デ　マルコ　アンドレこと　ＤＥ　ＭＡＲＣＯ　ＡＮＤＲＥ　ＭＡＳＳＩＴＡ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
新潟県十日町市千溝壬201番地11
債務者　広田　　涼
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
静岡県沼津市下香貫塩場3074番地の１　ガーデンスクエア香貫Ａ－４
債務者　小川　幸一
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第９７号
静岡県沼津市東椎路1151番地の１　サニーハウスベルＡ103、前住所埼玉県和光市新倉２丁目14番22号
債務者　川島　一郎
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
栃木県栃木市藤岡町甲1658番地33
債務者　北條　勝利
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第３９８号
東京都東村山市萩山町２丁目１番地45サンパレス102
債務者　石川　雅行
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０８号
東京都福生市本町67番地高輪荘103号室
債務者　田中　勝政
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７２号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目11番地29ドムール国分寺101
債務者　野呂　　学
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部